

平成 23 年 3 月 24 日

消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
合同会議の申し合わせ

消費者委員会消費者安全専門調査会
製品事故情報の公表等に関する調査会
消費経済審議会製品安全部会
製品事故判定第三者委員会

今回の合同会議については、下記のとおりとする。

1. 議長と議長代理について

- (1) 今回の合同会議の議長及び議長代理について、議長は消費経済審議会製品安全部会「製品事故判定第三者委員会」の主査が務め、消費者委員会消費者安全専門調査会「製品事故情報の公表等に関する調査会」の座長が議長代理を務める。
- (2) 議長は合同会議を統括する。
- (3) 議長代理は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるときには、その職務を代理する。

2. 公開について

- (1) 議事について
今回の合同会議は、非公開とする。
- (2) 議事録及び議事要旨について
議事録は非公開とし、議事要旨は合同会議開催後速やかに公開する。
- (3) 配付資料について
当合同会議における今回の配付資料については原則公開する。ただし、個別企業の経営秘密に関する事項や個人情報に関する事項等が含まれる場合その他の議長及び議長代理が非公開とすることを必要と認めた場合は、非公開とする。
- (4) その他
公益上、真に必要があると認められるときは、議長及び議長代理の判断により、議事及び議事録等を公開することができるものとする。